

補助金等の見直しに関する提言書

平成 1 9 年 2 月

生駒市行政改革推進委員会
補助金等適正化検討部会

目 次

はじめに.....	1
1 生駒市行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会の位置づけ.....	2
2 補助金等の現況	
(1) 生駒市における補助金等.....	3
(2) 補助金等を取り巻く動き.....	7
3 補助金等の基本的な考え方	
(1) 補助金等の支出の根拠.....	8
(2) 補助の定義.....	8
(3) 審査の対象.....	9
(4) 基本的な考え方.....	9
4 補助金等の見直しに関する事項	
(1) 補助金等の検証の視点.....	10
(2) 補助金等の審査の方法.....	10
5 補助金等に係る審査結果	
(1) 審査結果の総括.....	12
(2) 個別補助金等の審査結果	
「廃止」又は「見直し(縮小)」すべき補助金について.....	14
審査結果の一覧.....	18
6 補助金等の適正化に向け今後講ずるべきこと	
(1) 個別補助金等に係る対応.....	26
(2) 補助金の交付の指針・基準等の策定について.....	26
(3) 補助金等の交付制度の現状と今後のあり方について.....	26
おわりに.....	30

附属資料

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱.....	31
2 補助金等適正化検討部会委員名簿.....	33
3 補助金等適正化検討部会検討経過.....	34
4 審査を行った補助金等の一覧.....	35
5 補助金検証シート.....	42
6 補助金等個別審査シート.....	47
7 補助金等のあらまし.....	48

はじめに

生駒市は、社会経済情勢に適合した効率的で質の高い行政運営の仕組みづくりを進めるため「生駒市行政改革推進委員会」を設置し、専門的な事項を審議するため、3つの専門部会（「口利き等適正対応検討部会」、「入札制度改革検討部会」及び「補助金等適正化検討部会」）を平成18年9月に設置されました。「補助金等適正化検討部会」は、補助金の適正化のため、既存の補助金等について市民の目線に立ちながら、個別に検証することを目的とし、学識経験者2名、団体選出委員2名及び公募による市民委員4名の8名から構成され、さらに、個別の補助金等を効率的に審査するため、各学識経験者、団体選出委員及び公募による市民委員2名の4名で構成する2つの作業部会が設置されました。

補助金等適正化検討部会は、平成19年度の予算に反映すべく、設置以来約4ヶ月の間に作業部会8回を含め、13回にわたる会合で審査を重ねてきました。本検討部会は、補助金支出の本来の目的を認識した上で、第三者の視点による審査を行うことに加えて、補助金の財源を負担される観点と同時に、補助金対象団体から直接、間接の恩恵を受けている市民としての視点も持ち合わせた上で、補助金等の支出が妥当であるか否かについて審査を行いました。

また、審査の過程で、補助金等支出にあたっての手続きや、従来の審査方法、補助金支出を行った結果、得られる効果についても議論を行い、提言書をまとめました。

補助金等の支出は、単年度で完了するものではなく、支出にあたっての審査は、市政や市民生活環境の変化も踏まえた上で、継続的に行われる必要があります。この提言書が、本年度の補助金支出の審査結果の提言のみにとどまらず、今後、補助金等がより有意義に支出され、補助金本来の目的を果たすための一助となれば幸いです。

1 生駒市行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会の位置づけ

生駒市では、現下の厳しい財政状況等を踏まえ、社会経済情勢に適合した質の高い行政運営の仕組みづくりを進めるため、生駒市行政改革推進委員会を設置され、市民参加による行財政改革を進めています。

同委員会では専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができるとされ、補助金の検証を行うために、補助金等適正化検討部会（以下「検討部会」とします。）が設置されました。

各種団体や個人への補助金については、補助の効果が見えにくいものや団体の運営を補助金に過度に依存しているケース、補助金を充当する事業が必ずしも明確でないもの、交付期間が長期にわたっているものなどが見受けられます。

検討部会での審査は、このような状況を受け、既存の補助金等について市民の目線に立ちながら、補助金を2つに分類し、2つの作業部会に担当を分けて実施することとなりました。

検証結果は、市長に提言することを目的に取りまとめ、生駒市はこの提言を尊重し、平成19年度から実施に向けて活用されることとなります。

2 補助金等の現況

(1) 生駒市における補助金等

生駒市の平成17年度の補助金等交付総額は約1,889百万円、平成18年度予算では約1,315百万円となっています。また、平成18年度予算で行政分野別では、福祉関係が全体の補助金に対し、57.4%、特に高齢者福祉は20.0%と高い割合を示しています。さらに、交付先別に分類すると個人等に対するの補助金が、34.0%と一番高く、次に各種団体、協会関係で31.1%となっています。

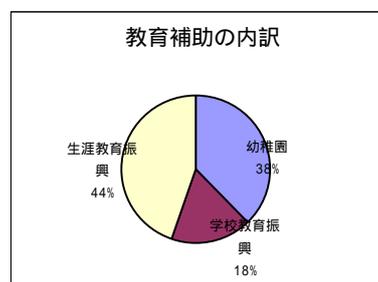
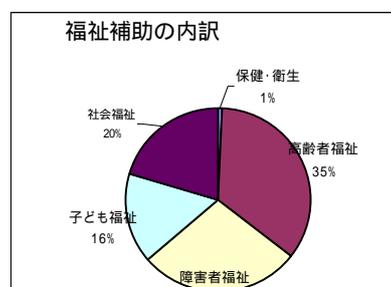
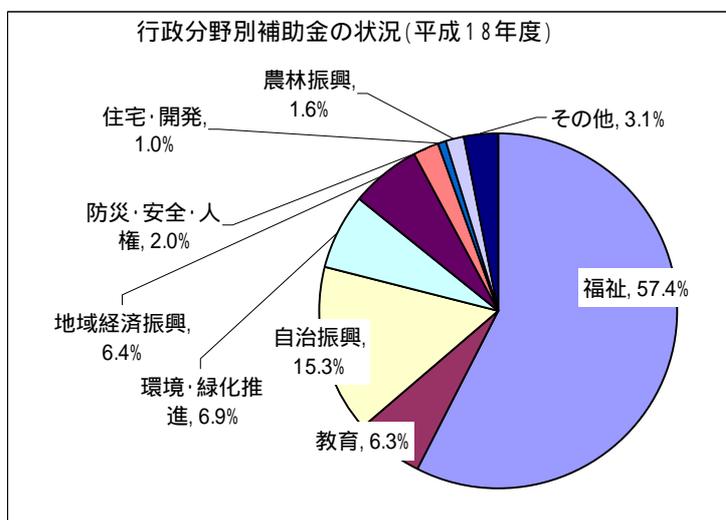
平成13年度から平成17年度までの交付状況の推移では、全体では毎年20億円前後となっています。また、建設補助等の臨時的なものを除いた経常的な補助は、平成13年度から減少傾向にあります。その原因としては、予算査定等において常に審査などが行われていることがうかがえますが、補助金全般をとらえた抜本的な見直しにまで、踏み込んでいないように思えます。

また、平成17年度の歳出総額に対する補助金割合は、3.40%で、経常的な補助では、1.57%、平成17年度の一般会計の歳出額に対する一般会計の補助金割合は、5.92%で、経常的な補助では、2.70%となっています。

次に、生駒市の補助金等の交付状況を他の自治体と比較してみると、類似団体（「人口」と「産業構造」により88の類型に分類した結果、同じ類型に分類された団体）の平成16年度の性質別経費の補助費等（一部事務組合負担金等を除く。）の経常的なものの人口一人当たりの額は、12,977円であり、生駒市は9,513円であり、73.3%の割合となっています。

行政分野別の補助金等の状況（平成18年度予算）

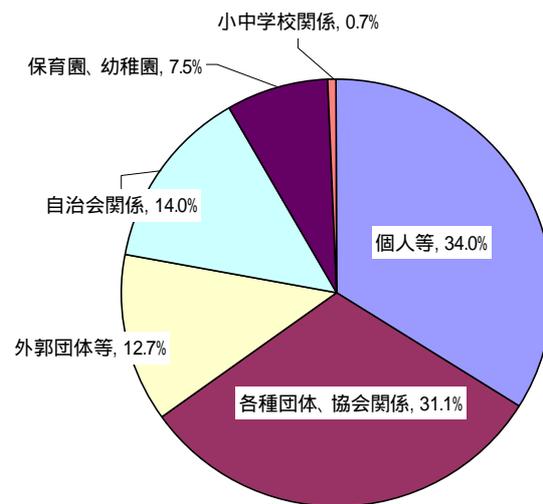
行政分野		件数	補助金額(千円)	補助金割合	
福祉	保健・衛生	6	5,313	57.4%	0.4%
	高齢者福祉	8	263,474		20.0%
	障がい者福祉	4	212,898		16.2%
	子ども福祉	8	120,741		9.2%
	社会福祉	6	152,505		11.6%
教育	幼稚園	2	30,979	6.3%	2.4%
	学校教育振興	13	14,478		1.1%
	生涯教育振興	27	36,692		2.8%
自治振興・地域活動		14	201,667	15.3%	
環境・緑化推進		8	90,731	6.9%	
地域経済振興		13	84,099	6.4%	
防災・安全・人権		17	26,824	2.0%	
住宅・開発		7	12,827	1.0%	
農林振興		11	21,139	1.6%	
その他		10	40,632	3.1%	
計		154	1,314,999		



交付先別の補助金等の状況（平成18年度予算）

交付先	件数	補助金額(千円)	補助金割合
個人等	38	446,869	34.0%
各種団体、協会関係	68	409,266	31.1%
外郭団体等	16	166,866	12.7%
自治会関係	15	184,071	14.0%
保育園、幼稚園	7	98,905	7.5%
小中学校関係	10	9,022	0.7%
計	154	1,314,999	

補助金の交付先の状況(平成18年度予算)

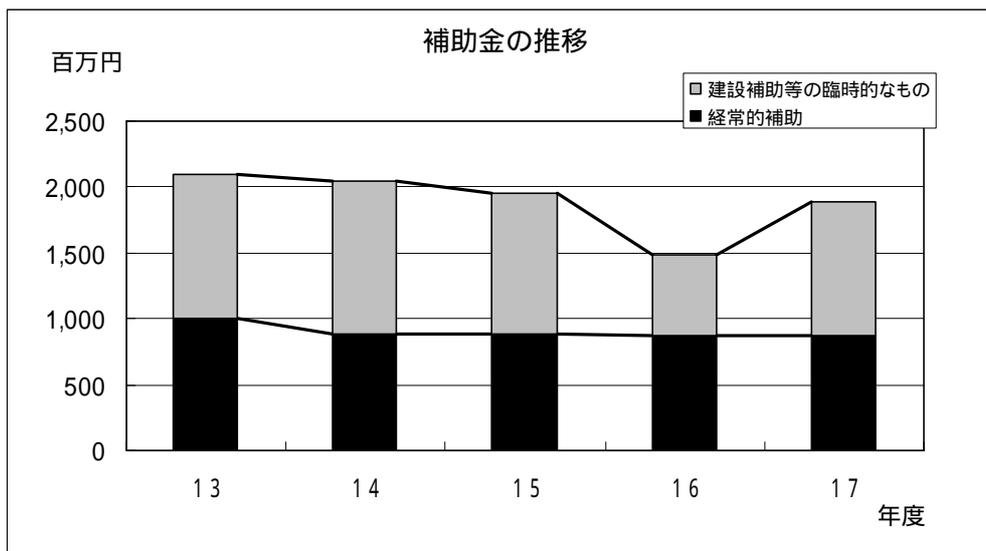


補助金等の推移

(金額単位:千円)

区 分			13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
一般 会計 補助 金等	合 計	A=C+F	1,887,696	1,797,589	1,842,469	1,464,406	1,866,248
	経常的な補助金 (建設補助等の 臨時的なものを 除く)	B=E+F	981,585	869,798	866,576	847,050	850,050
	補助金	C	1,730,984	1,630,426	1,666,310	1,284,968	1,670,142
	建設補助等の臨 時的なもの	D	906,110	927,790	975,893	617,356	1,016,197
	差引(経常的な 補助)	E=C-D	824,873	702,636	690,417	667,612	653,944
	交通費助成	F	156,712	167,162	176,159	179,438	196,106
特別 会計 補助 金	合 計	G	206,545	250,016	115,203	21,412	22,550
	経常的な補助の 合計(国民健康 保険特別会計分 のみ)	H=I	15,900	17,650	20,200	20,400	22,550
	国民健康保険 特別会計	I	15,900	17,650	20,200	20,400	22,550
	生駒駅前市街地再 開発事業特別会計	J	124,323	232,366	95,003	1,012	
	保健施設事業 特別会計	K	66,322				
合計 額		L=A+G	2,094,242	2,047,606	1,957,673	1,485,818	1,888,798
	経常的な補助の 合計	M=B+H	997,485	887,448	886,776	867,450	872,600
	対前年度比較			0.89	1.00	0.98	1.01

歳出総額	N	55,677,406	56,196,589	56,309,347	58,372,498	55,538,444		
一般会計歳出額	O	34,778,423	34,738,617	33,878,988	35,632,693	31,514,553		
補助 金の 割合	歳 出 総 額	補助金等の合 計額の割合	L/N	3.76%	3.64%	3.48%	2.55%	3.40%
		経常的な補助の 合計額の割合	M/N	1.79%	1.58%	1.57%	1.49%	1.57%
	一 般 会 計	補助金等の合 計額の割合	A/O	5.43%	5.17%	5.44%	4.11%	5.92%
		経常的な補助の 合計額の割合	B/O	2.82%	2.50%	2.56%	2.38%	2.70%



(2) 補助金等を取り巻く動き

地方自治体の収入の基幹をなす市税は、バブル崩壊後の長引く経済の低迷などにより落ち込み、国の三位一体の改革の実施による収入減、さらに、少子高齢化の進展や市民ニーズの複雑化・多様化をはじめとする社会経済環境の変化による支出の増大等も加わり、ますます財政状況は圧迫され、取り巻く環境は一層厳しさを増す傾向にあります。

このような情勢のもと、新たな行政需要に対応する財源捻出への取組みとして、既存の補助事業の抜本的な見直しを進めている自治体が増加しています。

3 補助金等の基本的な考え方

(1) 補助金等の支出の根拠

地方公共団体の補助金交付の根拠は、地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが補助金等の支出根拠となっています。

ただし、「公益上必要があるか否か」については、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則し認定することになり、この認定は全くの自由裁量でなく、客観的にも「公益上必要がある」と認められなければなりません。（行政実例 昭和28年6月29日）

このことから、交付する側、交付される側それぞれに常に課題が存在するという視点に立つことが必要です。

(2) 補助の定義

補助という言葉は、広義、狭義で様々な意味で使用されますが、最も広義では、国から地方公共団体若しくは民間側等に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間等に対し、各種行政上の目的をもって交付される現金給付を指すものです。

広義の補助金には、法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されていますが、地方自治法第232条の2に言う補助金は財政援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金を指すものと解されています。

補助金等の支出に係る予算上の取扱いとしては、地方自治法施行規則の定めるところにより、「19節 負担金補助及び交付金」として区分されており、この負担金、補助金、交付金の定義としては、一般的には次のとおりとなります。

負担金 法令又は契約等に基づいて国、他の地方公共団体等に負担しなければならない経費。

補助金 特定の事業又は研究をする者に対し、その事業や研究の遂行を助成するために法令の規定に基づき交付するもの、又は公益上必要な事業、行為等に対する保護、奨励のために交付する経費。

交付金 法令、条例等により、団体又は組合等に地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として交付するもの。

なお、「13節 委託料」が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執

行上の委託であるのに対し、交付金は報償として交付される点で異なります。

(3) 審査の対象

検討部会では、前記「19節 負担金補助及び交付金」のうち、負担金を除いたもの及び市が単独で支出し、補助金と同等の性質を持つ「扶助費」、いわゆる「財政援助的な支出」並びに実際に補助金として支出はないものの「人や場所などの提供」及び「施設使用料等の減免措置」を行っているものを「補助金等」と定義し、各作業部会でこれらを審査しました。

(4) 基本的な考え方

補助金等は、地方自治法にも規定されており、公益上必要がある場合に支出されるものでありますが、補助金等は一度支出されると毎年特定の団体等に交付されるなど、既得権化している場合も見受けられます。補助金等の財源は広く市民の税金等で賄われている公金であり、補助の目的を含め、市民が納得するものでなくてはなりません。

一方、社会経済情勢の変化や市民の価値観の多様化に伴い、行政需要は刻々と変化を続けており、全ての市民ニーズに対応することは困難な時代となっています。

また、長引く景気の低迷を背景とした厳しい財政状況の中、補助金等の支出に当たっては、限られた財源を効率的に使うことが必要不可欠となっています。

そこで、補助金等について、その必要性、有効性等を検証するため、全ての補助金等を客観的に評価し、補助金等の透明性、公平性を確保することにしました。

4 補助金等の見直しに関する事項

(1) 補助金等の検証の視点

補助金等の適正かつ効果的な交付を行うとともに、効率的な行政運営と財政の健全化に寄与するため、各種の補助金等の検証に当たっては、4つの評価項目による点数評価と今後の補助金のあり方を示す総合評価を行いました。

評価項目ごとの点数評価

公益性

- ・市民の福祉向上と利益の増進につながるなど公益性があるか。
- ・社会情勢や市民ニーズに適合しているか。

必要性

- ・市が関与する妥当性はあるか。
- ・補助金等の交付以外の代替策はないか。

補助の効果

- ・補助金等の交付の効果が認められるか。
- ・費用対効果は適切か。
- ・所期の目的を達成していないか。

補助内容の妥当性

- ・補助の対象事業・経費は明確か。
- ・補助金の充当先は目的に沿ったものか。

(団体補助の場合)

- ・繰越金・剰余金が多額ではないか。
- ・自主財源確保の努力がなされているか。

今後の補助金のあり方を示す総合評価

「充実(拡大)」、「継続」、「見直し(縮小)」、「廃止」から選択。

(2) 補助金等の審査の方法

検討部会が審査の対象とした補助金等は、154件であり、その内容も多岐に及ぶものでした。

そこで、これらの個々の補助金等の審議、評価を的確かつ効果的に行い、全ての補助金等について同一基準により、「公益上の必要性」を、客観的な評価のもとに判断するため、次のとおり審査することとなりました。

作業部会の設置

多数の既存補助金等を個別に検証する必要があることから、検討部会に2つの作業部会を設置し、交付先による性質分類ごとに検証作業を分担することと

しました。

第1作業部会

担当：議会・互助会関係、自治会関係、個人等、保育所・幼稚園、小中学校関係

第2作業部会

担当：外郭団体関係、各種団体・協会関係等

検証の手順

検証の手順は、各担当課が自己点検し、作成した「補助金等検証シート」及び補助金交付要綱等の必要資料をもとに次のとおり行いました。

ア 各作業部会委員の書類審査

各委員が補助金等検証シートをもとに、次のとおり審査を行いました。

A 評価項目ごとの点数評価は、「公益性」、「必要性」、「補助の効果」及び「補助内容の妥当性」を4点満点で評価し、「必要性」についてはその点数を2倍し、合計20点満点で評価しました。

B 今後の補助金のあり方を示す総合評価は、「充実(拡大)」、「継続」、「見直し(縮小)」及び「廃止」の区分を行いました。

C 総合評価の区分を選択した理由の他、特に指摘すべき事項や意見がある場合には、コメントを記載しました。

イ 作業部会での審査

各作業部会委員の書類審査結果をもとに、各委員の合議により、補助金の今後のあり方を「充実(拡大)」、「継続」、「見直し(縮小)」、「廃止」の区分で決定しました。

なお、補助金額が1,000万円以上のものについては、委員による各課ヒアリングを実施しました。

ウ 検討部会での調整

各作業部会での審査結果については、その審査結果を尊重しつつ、他の作業部会との表現等の調整を行いました。

5 補助金等に係る審査結果

(1) 審査結果の総括

補助金等を「廃止」、「見直し（縮小）」、「継続」及び「充実（拡大）」の判断を行った結果は、次のとおりです。

区 分	件 数	平成18年度予算 金 額（千円）
廃 止	18	33,128
見直し（縮小）	56	654,739
継 続	80	627,132
充実（拡大）	-	-
計	154	1,314,999

約半数は、継続でしたが、「廃止」及び「見直し（縮小）」が74件有り、平成19年度から対応されることを期待します。また、「継続」と判断したものについても、市民ニーズや社会情勢の見極め、定期的な審査が必要と考えています。また、補助金交付の事業について、充実すべきと判断するものもありましたが、現状の補助金の範囲内で行われることを期待して、「充実（拡大）」の判断は行いませんでした。

行政分野別の審査の状況

行政分野別に審査の結果を見ると、自治振興・地域活動、地域経済振興及び農林振興について「廃止」又は「見直し（縮小）」が多く見受けられ、長期で継続する補助など時代に適合していないと思える部分が見受けられました。また、生涯教育振興の分野においても、見直しすべき補助金が多く、市民の生涯教育の重要性は理解できますが、効果的な補助になっていないと思える部分が見受けられました。

行政分野		廃止	見直し (縮小)	継続	計
福祉	保健・衛生	1	2	3	6
	高齢者福祉	1	5	2	8
	障害者福祉		1	3	4
	子ども福祉	2		6	8
	社会福祉		2	4	6

行政分野		廃止	見直し (縮小)	継続	計
教育	幼稚園			2	2
	学校教育振興		1	12	13
	生涯教育振興		15	12	27
自治振興・地域活動		2	7	5	14
環境・緑化推進		1	1	6	8
地域経済振興		4	3	6	13
防災・安全・人権			8	9	17
住宅・開発		1	1	5	7
農林振興		2	4	5	11
その他		4	6		10
計		18	56	80	154

交付先別の審査の状況

交付先別に審査の結果を見ると、個人等に対する補助について「廃止」又は「見直し（縮小）」が多く有り、個人給付的な補助には、公益性に乏しいものも多く見受けられました。また、自治会関係、外郭団体及び各種団体・協会関係については、長期で継続する補助が多く、時代に適合していない部分が見受けられました。市民との協働については、今後もますます必要になることが予想されるので、補助金額の明確化、補助の効果及び用途などについて十分な情報公開を進めながら、市民にも理解を得られる努力をされることを要望します。

交付先	廃止	見直し (縮小)	継続	計
個人等	9	9	20	38
各種団体・協会関係	5	26	37	68
外郭団体等	2	14		16
自治会関係	2	6	7	15
保育園・幼稚園			7	7
小中学校関係		1	9	10
計	18	56	80	154

(2) 個別補助金等の審査結果

「廃止」又は「見直し（縮小）」すべき補助金について

「廃止」又は「見直し（縮小）」として提言した補助金事業には、多様な問題点があるといえます。それらが複雑に作用し、補助金の対象事業として継続することの是非が問われたものであると考えます。

各補助事業ごとのコメントは次の「審査結果の一覧」に記載しました。各事業体の補助金の使い方については多くの疑問が出され、廃止、見直しの大きな理由となりました。評価結果を示すに当たり、ここでは個々の指摘は省き、主要検討課題ごとに対応事業を分類し、それぞれの分野がもつ問題点を記しました。

A 当初の目的が達成できたもの又は現在においては補助金交付が適合していないもの

補助金創設期には公益を増進する及び政策誘導など補助金としての役割を担っていたものもありますが、補助金対象事業が単なる利益保護となるなどその役割を終えたものと判断しました。

友好都市宿泊補助金 見直し

KCNケーブルテレビ加入促進補助金 廃止

イネミズゾウ虫共同薬剤防除事業補助金 廃止

地域産業振興資金融資制度利子補給金 廃止

ISO認証取得事業補助金 廃止

住宅用太陽光発電システム設置整備補助金 廃止

自治振興補助金（南小平尾自治会館分） 廃止

B 市民意識の変化によりニーズも少なく効果の認められないもの

補助金創設期には市民ニーズもあり、公益を増進するという補助金としての役割を担っていたものもありますが、補助金利用者が減少し、時代の役割として終了すべきものと判断しました。

友好都市交流事業団体補助金 廃止

資格取得助成金 廃止

グループ研修活動補助金 廃止

海外研修参加者補助金 廃止

公衆浴場設備改善事業補助金 廃止

子どもの広場維持補助金 廃止

特定優良賃貸住宅家賃対策補助金 見直し

C 補助効果が不明瞭なもの又は公益性に疑問があるもの

補助の効果が不明瞭で市民の理解が得にくい、又は、本来、本補助金については、公益性に乏しいと判断しました。

自治会長研修費補助金 見直し

通信教育講座受講補助金 見直し

遊休農地活用奨励金 見直し

たばこ振興会奨励金 廃止

中小企業特別小口融資制度利子補給金 見直し

市内宿泊施設利用補助金 廃止

愛がん動物適正管理推進事業補助金 見直し

男女共同参画国内研修派遣事業補助金 見直し

D 補助金の交付基準や補助金の使途が不明瞭又は適正を欠くもの

補助金の算定金額や交付基準、補助金の使途が不明瞭又は適正を欠くものが見受けられます。交付基準や補助金の使途についても明瞭にされる改善が必要と判断しました。

集会所備品購入補助金 見直し

土地改良事業補助金 見直し

ふれあいセンター心身障がい者団体活動促進事業補助金 見直し

中学校教科等研究会補助金 見直し

ちびっこ文化祭開催補助金 見直し

地区別体力づくり活動事業補助金 見直し

E 団体に対する補助の適正化について

団体に対する補助金については、交付基準や効果が不明瞭なものが多く見受けられました。また、他市と比較しても高額なもの、その補助が経常的で、その団体の自立を阻害するようにも考えられます。

特に高額な補助金額の以下団体に対する補助金については、早期の見直しが必要と判断しました。

(A) 社会福祉協議会補助金

社会福祉協議会においては積立金が多額であるとともに補助対象経費が不明瞭であると考えます。さらに、他団体と比較しても補助金額が多額であること等を勘案し、総合的な見直しが必要と判断しました。

また、社会福祉協議会においては、先駆的な事業の実施や民間事業の活性化の取組みに徹するなど、事業のスクラップ&ビルドに配慮されることも申し添えます。

(B) 自治会に対する補助金

a 自治振興補助金

自治会への支出方法や補助金の使途の確認等運用面での厳格化が必要と考えます。

また、自治会長活動交付金については、その使途が各自治会でも異なることから、交付目的を明確にされ、自治会に対して意向を確認した上で、十分な見直しの検討が必要と判断しました。

b 集会所新築等補助金

集会所新築等補助金については、社会経済情勢に応じた建築単価の上限の見直しを実施されるとともに、支出時等の検証など、厳格な運用を図られる必要があると考えます。

(C) 商工会議所補助金及び商工業振興事業補助金

商工会議所補助金などについては、県補助金の削減を見据え、上乘せ補助の是非を含めて市としての補助金交付の方針を早急に確定される必要があります。

また、補助金交付対象の明確化を図るとともに、使途の検証を適正に実施する必要があると考えます。

(D) 介護老人保健施設運営補助金

介護老人保健施設は、医療法人などにおいて、独立採算で運営されている事例が多くあります。運営に対しての補助金が不要となるよう、交付先の経営努力を促される必要があると考えます。

(E) 人権教育推進協議会補助金

市の職員が事務局業務を担っていることを含め、補助金対象とすべき項目と市が直接執行すべき項目との整理が必要であると考えます。

また、補助金額が他団体と比較して大きいことから、国や他の自治体の動向も踏まえながら、補助金交付の基本的な方針の再検討が必要と考えます。

(F) ふれあい振興財団事務局補助金及びふれあい振興財団振興事業補助金

ふれあい振興財団そのものの存続を前提とした補助金交付の仕組みになっているように思われます。本財団のあり方について、早急に市の基本方針を確立すべきであると考えます。その上で、本財団の自主事業への補助の必要性を判断されることが必要と考えます。

F 高齢者交通費助成について

本助成は、高齢者も支給されることに喜び、また、希望もあり、そのような観点では、効果も大きいと考えられます。

しかし、本助成費の平成17年度の決算額は196百万円で、経常的な補助金873百万円に占める割合も高く、今後の高齢者の増加に伴い支給総額が益々増加することが予想され、生駒市の財政を圧迫する要因になると考えられます。

さらに、本助成が本来の目的どおりに利用されているかにも疑問があります。カードに有効期限を設定するなど適切に利用されるように改善をすべきと考えます。また、支給総額の増大が見込まれるため、適正な総額管理の実施等や対象者について再検討が必要と考えます。

その際には、市民に充分周知を図られ、かつ、市民の理解が得られるように努力が必要と考えます。

審査結果の一覧

番号	補助金名称	総合評価	コメント
1	自治振興補助金	見直し	支出方法や用途の確認等運用面を厳格化されたい。 自治会長活動交付金については、自治会に対して意向を確認した上で、十分な見直しを検討されたい。
2	自治会長研修費補助金	見直し	NPO 等他の団体とのバランスを考えると、補助の効果や公益性に疑問があるため、「廃止も含めた見直しを検討されたい」という意見と「廃止も含めた」という文言を入れるべきでないとの意見があった。さらに、このような両論併記をすべきでないとの意見もあった。
3	自治会関係保険補助金	継続	
4	自治会掲示板設置補助金	継続	
5	自治会防犯灯電気料金補助金	継続	
6	市民のまつり推進事業補助金	継続	
7	集会所新築等補助金	見直し	社会経済情勢に応じた建築単価の上限の見直しを実施されるとともに、支出時等の検証など、厳格な運用を図られたい。
8	集会所備品購入補助金	見直し	補助対象基準の明確化と補助限度額の引下げを検討されたい。
9	集会所建物保険補助金	継続	
10	ふれあい振興財団事務局補助金	見直し	財団そのものの存続を前提とした補助金交付の仕組みになっているのではないかと。財団のあり方について、早急に市の基本方針を確立するべきである。
11	いこまどんどこまつり実行委員会補助金	見直し	市民主導による運営など、まつりの内容や方法の多様化が考えられるので、あり方そのものの検討が必要である。
12	友好都市交流事業団体補助金	廃止	団体の種別を問わず、交流の意義は認められるが、申請件数が非常に少ないことから、市民の高いニーズを確認できない。
13	友好都市宿泊補助金	見直し	友好都市の見直しに伴い、竹野町については対象区域から除外されたい。
14	生駒市職員互助会補助金	見直し	積立金が相当額にのぼっていることも踏まえ、時代の変革に合わせた見直しを継続的に実施されたい。
15	資格取得助成金	廃止	利用実績も勘案し、新たな仕組みづくりを考慮した上で廃止されたい。
16	グループ研修活動補助金	廃止	利用実績も勘案し、新たな仕組みづくりを考慮した上で廃止されたい。
17	通信教育講座受講補助金	見直し	職員の能力開発支援の必要性は認められるが、補助率を 1/2 とすべきである。
18	海外研修参加者補助金	廃止	市民ニーズを勘案し、廃止すべきである。

番号	補助金名称	総合評価	コメント	
19	KCNケーブルテレビ加入促進補助金	廃止	情報インフラへの投資の費用対効果の観点から、十分な周知を行った上で要綱の期限どおり平成19年度末で廃止されたい。	
20	各種大会参加等補助金	見直し	地区住民に対する各種事業の一般施策化に伴い、社会情勢に応じた見直しを実施されたい。	
21	農業振興協議会補助金	継続	他団体との比較等により、補助金額について再評価されたい。	
22	農業祭実行委員会補助金	継続	補助金を前提とした支出構造であるため、自主財源の確保の方策を検討されたい。	
23	イネミズゾウ虫共同薬剤防除事業補助金	廃止	当初の目的を達成したと考えられるので廃止されたい。	
24	生駒市農家区長活動交付金	農家区長活動交付金	見直し	農家区長の公共的な業務については、社会状況の変化に応じて適切な支出の手法を検討されたい。
25		農家区長会補助金	見直し	研修補助金については、宿泊での研修の是非も含め、社会状況の変化に応じた手法を検討されたい。
26	有害鳥獣駆除事業奨励金	継続	県とも協議の上、他の有効な防止策についても検討されたい。	
27	生駒市西畑町棚田を守る会補助金	廃止	他の団体の活動状況も踏まえ、特定の団体への補助については公平性に問題がある。公募制補助金の導入など透明性の確保が必要である。	
28	遊休農地活用奨励金	見直し	国の米政策の動向に留意し、農業施策の充実に向けた代替施策を検討されたい。	
29	里山づくり推進補助金【新規】	継続		
30	松くい虫防除事業補助金	継続	運用上、更なる活用を促進する手法を検討されたい。	
31	土地改良事業補助金	見直し	・工事については、積算の基礎を公共単価から実績ベースに変更されたい。 ・用地買収単価についても経済情勢に応じた厳しい見直しを実施されたい。	
32	商工会議所補助金	見直し	・県補助金の削減を見据え、上乘せ補助の是非を含めて市としての補助金交付の方針を早急に確定されたい。 ・補助金の使途の明確化を図るとともに、検証を適正に実施すべきである。	
33	たばこ振興会奨励金	廃止	たばこ税収入の確保に寄与する程度など、補助金交付の効果に疑問があるため、廃止されたい。	
34	伝統的工芸品育成補助金	継続	事業補助化により、特産品振興補助金との一元化を図るべきである。	
35	地域産業振興資金融資制度利子補給金	廃止	現在の制度利用者への補助対象期間の終了をもって廃止すべきである。	
36	中小企業特別小口融資制度債務保証料補給金	継続		
37	中小企業特別小口融資制度利子補給金	見直し	融資限度額に対する1%の補助では効果は限定的である。 補助対象者の絞込みを検討されたい。	
38	商工業振興事業補助金	見直し	商工会議所本体への補助のあり方とともに、補助金の交付方針と対象事業を明確化されたい。	

番号	補助金名称	総合評価	コメント	
39	ISO認証取得事業補助金	廃止	当初の目的を達成したと考えられるので廃止されたい。	
40	観光協会補助金	継続	観光振興のあり方を踏まえ、補助事業の内容を再検討されるとともに、補助金支出時の検証方法を確立されたい。	
41	市内宿泊施設利用補助金	廃止	補助の公益性、必要性が乏しいと考えられるため、廃止されたい。	
42	特産品振興補助金	(奈良県編針工業共同組合)	継続	地場産業の発展を意図した補助金の意義は認められるが、繰越金の多い団体も見られることから、補助金の交付対象を明確化し、事業補助化を検討すべきである。
43		(奈良県茶道具同業組合)	継続	地場産業の発展を意図した補助金の意義は認められるが、繰越金の多い団体も見られることから、補助金の交付対象を明確化し、事業補助化を検討すべきである。
44		(奈良県高山茶釜生産共同組合)	継続	地場産業の発展を意図した補助金の意義は認められるが、繰越金の多い団体も見られることから、補助金の交付対象を明確化し、事業補助化を検討すべきである。
45	公衆浴場設備改善事業補助金	廃止	補助対象者数、利用実績を勘案し、廃止されたい。	
46	食品衛生協会補助金	継続		
47	精神障がい者小規模通所授産施設運営等補助金	継続	新制度への移行に伴い、交付先の経営体制の強化を促されたい。	
48	二次予防接種補助金	継続		
49	基本健康診査受診補助金【新規】	見直し	医療制度改革にあわせた見直しを実施されたい。	
50	介護老人保健施設運営補助金	見直し	補助金の投入が不要となるよう、交付先の経営努力を促されたい。	
51	妊婦一般健康診査補助金	継続		
52	出産育児一時金	継続		
53	葬祭費補助金	継続		
54	社会福祉法人等による利用者負担減免措置事業補助金	継続		
55	機能訓練事業補助金	継続	介護予防を充実されることによって、扶助的経費の削減にもつながると考えられる。従って、今後も適切な補助に努められたい。	
56	地域交流施設運営補助金【新規】	見直し	市内の他の地域との公平性の点で疑問がある。3年程度を目途に再度必要性を判断すべきである。	
57	社会福祉協議会補助金	見直し	・交付先団体においては、先駆的な事業の実施や民間事業の活性化の取組みに徹するなど、事業のスクラップ&ビルドに配慮いただきたい。 ・積立金が多額であることや補助対象経費が不明瞭であること、他団体と比較しても補助金額が多額であること等を勘案し、総合的な見直しが必要である。	
58	民生児童委員活動費交付金	継続	活動範囲の拡大が見込まれることを勘案し、事業の充実も検討されたい。	

番号	補助金名称	総合評価	コメント
59	地区民協組織的活動費補助金	継続	
60	老人クラブ補助金	見直し	国庫補助基準に対する市単による上乘せが手厚いと考えられるため、組織の役割を再確認し、見直しを図りたい。
61	ふれあいセンター高齢者団体等活動促進事業補助金	見直し	個別団体の状況を勘案しつつ、適正な利用者負担の導入を含めた補助金額の見直しを検討すべきである。
62	シルバー人材センター運営補助金	見直し	職員派遣の必要性を検討されるとともに、収支の均衡と繰越金の動向に留意し、機能の向上により事業体としての自立を促す方を視野に入れていただきたい。
63	高齢者交通費助成	見直し	・支給対象者について再検討され、見直しの実施に当たっては十分な周知を図りたい。 ・支給総額の増大が見込まれるため、適正な総額管理を実施されたい。 ・カードの有効期限を設定されたい。
64	老人福祉施設整備費補助金	廃止	現在の補助対象事業の終了後については、制度を再検討されたい。
65	ふれあいセンター心身障がい者団体活動促進事業補助金	見直し	補助金交付要綱が整備されていないことに加え、制度の周知が不十分である。対象団体が見込まれない状況も勘案し、見直し必要がある。
66	福祉作業所運営補助金	継続	新制度への移行に伴い、交付先の経営体質の強化と環境整備に向けた補助制度の構築を図りたい。
67	知的障がい者福祉施設整備補助金	継続	・建設時のみの補助の為、個別案件ごとの判断が適切と考える。 ・施設建設後の運営等については、補助の手法によらず、自助努力の方策を考慮されたい。
68	認可外保育施設従事者健康診断補助金	継続	社会情勢やニーズの変化に応じ、的確に対応されたい。
69	子どもの広場維持補助金	廃止	過去の実績を勘案し、廃止すべきである。
70	私立保育所運営費補助金	継続	新設が見込まれる保育所についても、現行と同様の水準で実施されたい。
71	2歳未満児保育事業費補助金	継続	新設が見込まれる保育所についても、現行と同様の水準で実施されたい。
72	長時間保育事業費補助金	継続	新設が見込まれる保育所についても、現行と同様の水準で実施されたい。
73	障がい児保育事業費補助金	継続	社会情勢やニーズの変化に応じ、的確に対応されたい。
74	地域組織活動育成事業費補助金	廃止	特定の団体を対象とした補助金の交付ではなく、全市的な児童育成の観点で制度の構築を図るべきである。
75	児童育成クラブ運営助成金	継続	市民ニーズの多様化が見込まれるので、適正な受益者負担など効率的な運営を図りたい。
76	浄化槽設置整備補助金	継続	
77	家庭生ごみ自家処理容器設置補助金	継続	補助金の支出効果の検証を実施されるとともに、制度の周知に努められたい。

番号	補助金名称	総合評価	コメント
78	集団資源回収補助金	継続	ゴミの減量化・再資源化において効果的な補助金である。市場動向に応じた補助金額の見直しは必要であるが、補助金交付の趣旨は維持されたい。
79	ごみ集積施設整備事業補助金	継続	
80	愛がん動物適正管理推進事業補助金	見直し	補助の公益性、効果の観点から、補助金額の減額を検討されたい。
81	住宅用太陽光発電システム設置整備補助金	廃止	当初の目的達成状況等を勘案し、廃止されたい。
82	交通対策協議会補助金	見直し	補助金の積算基準を明確化するとともに、啓発等の事業について、効果的な手法を検討されたい。
83	交通安全団体補助金	見直し	補助金の積算基準を明確化されたい。
84	生駒市民憲章実践推進協議会補助金	見直し	市民憲章の啓発の意義は認めらるが、団体の存在意義についての疑問が出されたことから、「見直し」とした。
85	暴力排除推進協議会補助金	見直し	他団体との補助金額の比較の上で、見直しを検討されたい。
86	防犯協議会補助金	見直し	他団体との補助金額の比較の上で、見直しを検討されたい。
87	生駒市土地開発公社職員派遣	見直し	土地開発公社のあり方について全面的な見直しを検討されたい。
88	特定優良賃貸住宅家賃対策補助金	見直し	現在の制度利用者の計画性を損ねないことを前提に、見直しを検討されたい。
89	既存木造住宅耐震診断補助金	継続	個人資産ではあるが、生活の根幹に係るものであることを考慮し、継続とする。
90	木造住宅耐震改修推進事業費補助金【新規】	継続	個人資産ではあるが、生活の根幹に係るものであることを考慮し、継続とする。
91	特殊建築物等耐震診断支援補助金【新規】	継続	個人資産ではあるが、生活の根幹に係るものであることを考慮し、継続とする。
92	民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金【新規】	継続	個人資産ではあるが、生活の根幹に係るものであることを考慮し、継続とする。
93	ふれあい振興財団振興事業補助金(公園緑地課)	見直し	ふれあい振興財団のあり方を再検討した上で、自主事業への補助の必要性を判断されたい。
94	里山づくり推進補助金【新規】	継続	
95	生駒市市街地再開発事業補助金	継続	
96	生駒市市街地再開発事業推進活動補助金	廃止	市独自の上乘せ補助金の必要性について、市民の理解が得られるのか疑問である。
97	議員共済会補助金	見直し	議会において判断すべきものであるが、他団体の状況も勘案し、補助金の意義そのものも含めて再検討が必要である。
98	政務調査費	見直し	議会において判断すべきものであるが、補助金の使途に関し、調査研究費に中心使用されるよう、使途基準のガイドラインを整備すべきである。
99	障がい児課外学習補助金	継続	市民参加による教育の推進方策など、事業実施の基本方針を検討すべきである。

番号	補助金名称	総合評価	コメント
100	高等学校等入学支度金	継続	
101	小学校教育振興会補助金	継続	
102	自然体験学習推進補助金	継続	
103	全国小中学校体育大会等出場補助金	継続	
104	遠距離通学児童通学費補助金	継続	
105	進路指導補助金	継続	
106	中学校教科等研究会補助金	見直し	補助金の使途が明確となるよう、運用面での改善を図られたい。
107	クラブ活動等参加出場補助金	継続	
108	自然体験学習推進補助金	継続	
109	全国大会等出場補助金	継続	
110	中学校生徒健康増進事業補助金	継続	
111	子ども安全対策補助金	継続	子どもの安全対策という補助金の交付目的を効果的に達成するため、他の施策との連携を強化されたい。
112	私立幼稚園就園奨励費補助金	継続	
113	私立幼稚園運営費補助金	継続	
114	学校保健会補助金	継続	
115	人権教育推進協議会補助金	見直し	・市の職員が事務局業務を担っていることを含め、補助金対象とすべき項目と市が直接執行すべき項目との整理が必要である。 ・補助金額が他団体と比較して大きいことから、国や他の自治体の動向も踏まえながら、補助金交付の基本的な方針を再検討されたい。
116	奈良・在日外国人保護者の会生駒補助金	見直し	補助金交付の透明性の観点から、特定の団体ではなく、公募型の補助金導入を視野に入れて検討されたい。
117	生涯学習推進連絡会補助金	見直し	団体そのものを存続させるための事業展開になっている印象がある。加入団体の事業との関連性を踏まえ、補助金額の見直しを図られたい。
118	ふれあい振興財団振興事業補助金(生涯学習振興課)	見直し	ふれあい振興財団のあり方を再検討した上で、自主事業への補助の必要性を判断されたい。
119	P T A協議会補助金	継続	事務局人件費や繰越金のあり方も含め、他団体との比較等により、補助金額について再評価されたい。
120	P T A協議会研究大会補助金	継続	事務局人件費や繰越金のあり方も含め、他団体との比較等により、補助金額について再評価されたい。
121	P T A安全会補助金	継続	事務局人件費や繰越金のあり方も含め、他団体との比較等により、補助金額について再評価されたい。

番号	補助金名称	総合評価	コメント	
122	芸術協会連盟補助金	継続	交付先の決算内容を詳細に把握し、補助対象事業等の明確化を図りたい。 文化行政のあり方を踏まえ、補助金交付の基本方針を検討されたい。	
123	芸能協会補助金	継続	交付先の決算内容を詳細に把握し、補助対象事業等の明確化を図りたい。 文化行政のあり方を踏まえ、補助金交付の基本方針を検討されたい。	
124	生駒民俗会補助金	継続	交付先の決算内容を詳細に把握し、補助対象事業等の明確化を図りたい。 文化行政のあり方を踏まえ、補助金交付の基本方針を検討されたい。	
125	文化財保存事業費補助金	継続		
126	自治振興補助金(南小平尾自治会館分)	廃止	時代適合性や他の施設との公平性の観点から、廃止されたい。	
127	社会教育団体の育成支援のための減免措置	見直し	団体に対する施設使用料の減免については、補助金交付との関連性を踏まえた上で、抜本的な見直しを図るべきである。	
128	地域婦人団体連絡協議会補助金	見直し	協議会としての団体の機能を含め、現在の社会状況に照らして補助の必要性を再検討すべきである。	
129	男女共同参画国内研修派遣事業補助金	見直し	男女共同参画の施策全般の充実を図りつつ、補助率を1/2とされたい。	
130	ちびっこ文化祭開催補助金	見直し	・事業補助であるが、補助対象経費が不明瞭である。 ・子ども会育成連絡協議会には別途運営補助金が支出されており、生涯学習推進連絡会、PTA補助金等も含め一本化に向けた整理が必要である。	
131	青少年団体育成補助金	(スカウト活動運営補助金分)	見直し	補助金額の縮小を含め、青少年育成に係る補助金交付の方針を再検討すべきである。
132		(南地区青少年健全育成協議会運営補助金分)	見直し	各中学校区の指導委員会との活動内容の重複が見られるため、整理統合を行うべきである。
133	奈良県子ども会安全会加入補助金	継続		
134	青年協議会補助金	見直し	交付団体の構成人数が少数であることや活動状況を踏まえ、補助金の必要性を再検討すべきである。	
135	子ども会育成連絡協議会補助金	見直し	子ども会に関する補助金については、一元化を図るとともに、他団体への補助金も含めた整理が必要である。	
136	ふれあい振興財団振興事業補助金(女性青少年課)	見直し	ふれあい振興財団のあり方を再検討した上で、自主事業への補助の必要性を判断されたい。	
137	青少年育成団体に対する青少年施設の使用料減免	見直し	団体に対する施設使用料の減免については、補助金交付との関連性を踏まえた上で、抜本的な見直しを図るべきである。	
138	女性センター関係団体の社会教育施設等(生駒市中央公民館ほか)の使用料減免	見直し	団体に対する施設使用料の減免については、補助金交付との関連性を踏まえた上で、抜本的な見直しを図るべきである。	
139	市民体育祭参加奨励金	継続		

番号	補助金名称	総合評価	コメント	
140	ふれあい振興財団振興事業補助金(体育振興課)	見直し	ふれあい振興財団のあり方を再検討した上で、自主事業への補助の必要性を判断されたい。	
141	体育協会施設利用補助金	継続		
142	スポーツクラブ育成補助金	継続		
143	地区別体力づくり活動事業補助金	見直し	補助対象基準の明確化を図るとともに、補助事業の支出内容の確認等、厳格な運用をすべきである。	
144	国民体育大会等参加補助金	継続	他団体の状況を勘案の上、実施されたい。	
145	融資斡旋制度利子補給金	継続		
146	防火団体 体育成 補助金	(生駒市火災予防協会補助金)	継続	
147		(奈良佐保短期大学 附属生駒幼稚園幼年 消防クラブ補助金)	継続	
148		(エンゼル幼稚園幼年 消防クラブ補助金)	継続	
149		(いこま保育園幼年消 防クラブ補助金)	継続	
150		(自主防災組織育成 助成事業補助金)	継続	
151	消防団員互助会補助金	見直し	補助対象基準の明確化を図るとともに、支出内容の詳細の確認など、厳格な運用を実施されたい。	
152	自主防災組織の育成 (資機材貸与)	継続		
153	生駒台女性防火クラブ (事務局業務)	継続		
154	生駒台少年消防クラブ (事務局業務)	継続		

6 補助金等の適正化に向け今後講ずるべきこと

(1) 個別補助金等に係る対応

個別補助金等の審査結果については以上のとおりです。

今回は、補助金の審査に当たり、全ての補助金を客観的に評価することを目的として、書面審査を中心に審査を進めました。

生駒市においては、これらの審査結果について精査・検討を行い、補助金の適正化に向け見直しを進めていただきたいと思いますと考えます。

審査結果のうち、「見直し（縮小）」及び「廃止」に位置づけたものについては、早急な対応が必要と考えます。

また、「継続」の補助金等であっても、個々の意見を付しているものについても対応を検討していただきたいと思いますと考えます。

(2) 補助金の交付の指針・基準等の策定について

他の自治体においては、補助金等の交付規則や交付の指針・基準等を策定し、統一的に運用されていますが、生駒市では、補助金交付要綱にとどまりそのようなものは存在しません。

補助金の交付の公平性・透明性・公益性を明確にするためにも、補助金の交付の指針・基準等が必要です。

さらに、検討部会では全ての補助金について適正化の検討を行いましたが、社会情勢や住民ニーズの変化によって、今後も定期的に検証を行う必要があると考えます。

補助金の検証の周期や検証する組織なども含めた仕組みを確立することは重要です。

検討部会では、「統一的な補助金交付ルール」及び「新たな補助金制度」等の項目について、平成19年度での検討が必要であると考えています。

(3) 補助金等の交付制度の現状と今後のあり方について

検討部会では、個別補助金等の審査を行う過程で、現状の補助金交付制度そのものについても、見直しが必要ではないかとの意見を持つに至りました。補助金交付制度については、現状では次のような問題点があると考えられます。

市の目指すべき方向性との整合

現在の補助金交付状況から判断すると、各担当課がそれぞれの事業目的のもとで補助金を要綱等に基づいて交付することに終始しているように思われま

す。補助金の各担当課の考え方が市全体の目指すべき方向性と整合的に調整されているかどうか疑わしいものも見受けられます。このような弊害を全体の目で強力に調整することも差し迫って必要になるものと考えられます。

補助金額算定根拠の明確化

補助金額の算定根拠が不明確であったり、不十分なものが多数見受けられます。効果の数値化や他の自治体の例などから補助金額の算定根拠を客観的な手法で明確にする必要があります。

様式の統一

各種補助金を相対的に評価することも、個々の補助金を絶対的に評価することも困難な状況となっています。補助金申請、事業報告書、補助金決算報告について、統一的な様式を規定するなど、市民でも評価が可能となるような補助金全般に関する統一的な資料の整備が必要です。

交付手続きの厳格な確認について

補助金の交付に当たっては、公金の支出であることを充分認識し、厳格な内容の審査を実施し、領収書等の添付書類についても高額なものは原本の提出又は原本の確認などによって審査されることを要望します。

情報公開の徹底

補助事業については、補助目的、実施（活動）状況など情報公開が必要です。市民の補助事業への関心が高まり、市民参加の機会も増えていく中、情報公開は、補助事業の実施にあたっての緊張感とともに、効率的運営を促すことにもなります。

そのため、市の広報やホームページでの情報提供をはじめ、補助金交付条件に情報公開を明記し指導するなどの方策も検討に値するものです。

補助金交付に期限を付すること

最近新たに創設した補助金については、交付期間を定めているようです。既存の補助金等についても、交付期間を定める必要があると考えます。

たとえば3年とし、その期限が到来した時、ゼロベースで補助事業を見直すことが重要です。

（団体に対する補助について）

補助金の適正な執行及び使途の明確化について

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかなどの確認がおろそかになるとともに、運営補助金については、どのような形で活かされたのかが判然としないように思われます。

補助事業のうち、補助金対象と自己負担対象が明らかでなく、何の経費に補助金が充てられるのか不明確になっているものが多数見受けられます。

補助に対する対象経費を明確にする必要があります。

また、当該補助事業に対し、全額補助を行っている場合は、市の業務であるか団体の業務であるかを再検討した上で、市の業務である場合は、委託事業として委託費で計上することが望ましいと考えます。

補助金の効果の検証について

いったん補助をはじめると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せない状況にあると思われます。また、特定の事業ではなく団体運営を対象とする補助金は補助金支出の一般的指針、厳密な検証の仕組みがないため、効果測定が明確にできていない状況です。さらに、補助金を受ける側にも、補助金は主として市民が負担する税金が財源であるという意識が薄れがちであるように思われます。補助金の効果の検証を毎年度できる仕組みを構築され、適正な運用をされることを要望します。

補助団体の自立の強化と市と団体の適正な関係の構築について

補助団体は補助金への依存により、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になりがちです。また、補助金の交付によって、あたかも市から公認を受けたかのような印象を与える結果になっていることも否定できません。さらに、生駒市がそのような団体を行政の下部組織のように位置づけ、事業実施に当たって逆に依存しているきらいが見受けられます。

補助団体は、あくまでも目的をもって活動される団体であり、団体の自立性の強化を指導されるとともに市と団体が適切な関係を構築されるよう要望します。

団体の集合体への補助について

団体の集合体である連合協議会などへ補助し、その補助金をその下部組織の個別の団体に補助される場合が見受けられます。

このような補助については、連合協議会に対する補助の有効性等を判断し、場合によっては、個別の団体への補助に切り替える必要もあると考えます。

団体自らの効果の公表の促進について

団体自らが活動や補助の効果を積極的に公表することによって、補助金の適正化につながると考えます。補助を受けている団体に対しては、活動内容や収支を積極的に公表するように指導する必要があると考えます。

補助金交付団体の事務を市職員が担うこと及び事務所の提供について

補助金交付団体の事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体が相当数見受けられ、結果的に、別途人件費及び事務室費等を補助している形になっています。

市職員が事務を担っていること等に合理性があるかどうかを、団体の自立性の強化の面からも検討する必要があります。

多額の積立金を有している団体に対する補助について

補助対象団体が自己財源の充実に努め、補助金への依存度を少なくしていくことは、団体の自主性、自立性を高める上からも当然のことです。

しかし、団体に対する補助は団体運営を助成する側面もあり、多額の積立金を有する団体については自立性が高まったと判断できると考えます。

したがって、補助金の交付に当たっても見直しが必要であると考えます。

余剰金が生じた場合について

団体に対する補助については、団体運営や事業について補助を行っている場合がほとんどです。そのような団体が決算において、補助金に余剰金が生じた場合には、精算し余剰金については返還すべきと考えます。

団体等に対する施設使用料の減免のあり方について

施設使用料などの減免制度は、政策的な配慮などから例外的に設けられるものであり、例えば生涯学習において現行のように利用のほとんどが減免、特に免除となるような制度は、使用料の設定を形骸化させるとともに、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあることに留意が必要です。減額・免除制度については、対象となる要件を各施設共通的に適用するような一般的なものに限定することが望ましいと考えます。早期に、施設使用料の減免のあり方の検討を要望します。

おわりに

補助金等は、地方自治法上、公益上必要がある場合において寄附又は補助をすることができるものであるとし、それが支出の根拠となつていますが、一方で補助団体等の依存体質を強めるとともに既得権化につながるなどの課題も多く、サンセット方式（補助金等にあらかじめ終期を設定する方式）やスクラップアンドビルド（補助金等の新設には同等の廃止を条件とし、純増を認めないとする管理手法）を行わなければ補助金等は増加の一途となり、財政の硬直化につながる要因となります。

地方分権の進展に伴い、地域においては、公共的な役割や行政目的を達成する担い手としてNPOなど市民活動団体等の重要性が再認識され、社会的にも大きな潮流となつており、補助団体の財政力などからして自主的な運営に委ねることが可能なものについては、各団体の自助努力の中で運営されることが望ましいものと考えます。

今後は、市民と行政の役割分担の明確化を基本に、統一的な補助金決定のルールや情報公開のルールを定めるとともに、補助事業が真に市民生活にどのように貢献したかを明示し、客観的に評価されるしくみを構築するなど、「市民と行政のパートナーシップ」を築く必要があります。

また、今後の補助金等の検証作業においては、全補助金を網羅的に検証する方法の他に、現状と課題を踏まえた上で検証の対象を絞り込むなど、状況の変化に応じたより適正な手法を検討する必要があると考えます。

新時代に即した行財政運営を進めるためにも、本提言を踏まえ、関係者の理解と協力のもと、補助金等の適正化に取り組まれることを期待し、提言の結びとします。

附 属 资 料

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者

3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。

- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長(専門部会にあっては部会長)は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

2 生駒市行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会委員名簿

部 会	区 分	役職等	氏 名	委員会役職
第 1 作業部会 (4 名)	学 識 経験者	関西学院大学 専門職大学院教授 (経営戦略研究科)	コイチ 小市 ヒロユキ 裕之	部会長 (作業部会 長)
	団 体 代 表	生駒市民生児童委員 連合会 会長	ナカタニ 中谷 マコト 洵	
	一 般 公 募	市 民	チ ムラ 地村 ヒロユキ 博行	
		市 民	ミカワ 溝川 マキオ 牧雄	
第 2 作業部会 (4 名)	学 識 経験者	大阪経済大学 客員教授	スエムラ 末村 ユウコ 祐子	部会長代理 (作業部会 長)
	団 体 代 表	生駒市自治連合会 会 長	ウエノ 上埜 サクジ 作治	
	一 般 公 募	市 民	イ ダテ 井立 ヒロミ 廣美	
		市 民	ミタニ 三谷 カズイチ 和一	

3 生駒市行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会検討経過

区 分	回	開 催 日	審 議 内 容	
補助金部会 (全体会)	1	9月20日	部会長等の選任 補助金等適正化検討部会における検討について	
	2	10月11日	補助金等の概要について 補助金等の検証方法について	
	3	11月13日	補助金等の検証方法について	
第1作業 部会	1	11月15日	補助金等の審査(第1回)	
	2	11月22日	補助金等の審査(第2回)	
	3	11月28日	補助金等の審査(第3回)	
	4	12月22日	補助金等の審査結果の確認	
	第2作業 部会	1	11月14日	補助金等の審査(第1回)
		2	11月21日	補助金等の審査(第2回)
		3	11月28日	補助金等の審査(第3回)
		4	12月22日	補助金等の審査結果の確認
補助金部会 (全体会)	4	12月22日	補助金等の審査結果の確認(全体分) 提言書の検討	
	5	1月22日	提言書の取りまとめ	

4 審査を行った補助金等の一覧

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源
1	市民活動推進課	自治振興補助金	自治振興・地域活動	自治会、自治会長	61,164	
2		自治会長研修費補助金	自治振興・地域活動	地区自治連合会	3,360	
3		自治会関係保険補助金	自治振興・地域活動	自治連合会	2,397	
4		自治会掲示板設置補助金	自治振興・地域活動	自治会	450	
5		自治会防犯灯電気料金補助金	自治振興・地域活動	自治会	32,500	
6		市民のまつり推進事業補助金	自治振興・地域活動	自治会	1,800	
7		集会所新築等補助金	自治振興・地域活動	自治会	58,412	
8		集会所備品購入補助金	自治振興・地域活動	自治会	2,927	
9		集会所建物保険補助金	自治振興・地域活動	自治会	491	
10		ふれあい振興財団事務局補助金	自治振興・地域活動	ふれあい振興財団	15,796	
11		いこまどんどこまつり実行委員会補助金	自治振興・地域活動	いこまどんどこまつり実行委員会	15,000	
12		友好都市交流事業団体補助金	自治振興・地域活動	社会教育団体等	720	
13		友好都市宿泊補助金	自治振興・地域活動	個人	2,250	
14	職員課	生駒市職員互助会補助金	その他	職員互助会	6,980	
15		資格取得助成金	その他	個人	200	
16		グループ研修活動補助金	その他	個人	100	
17		通信教育講座受講補助金	その他	個人	252	
18	企画政策課	海外研修参加者補助金	その他	個人	0	
19	情報政策課	KCNケーブルテレビ加入促進補助金	その他	個人	15,000	
20	人権施策課	各種大会参加等補助金	防災・安全・人権	解放同盟等	1,100	
21	産業振興課	農業振興協議会補助金	農林振興	農業振興協議会	1,400	
22		農業祭実行委員会補助金	農林振興	農業祭実行委員会	1,500	
23		イネミズゾウ虫共同薬剤防除事業補助金	農林振興	農協	624	

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源	
24	産業振 興課	生駒市農家 区長活動交 付金	農家区長活動 交付金	農林振興	農家区長	1,564	
25			農家区長会補 助金	農林振興	農家区長会	890	
26		有害鳥獣駆除事業奨励金	農林振興	猟友会生駒支 部	1,023	有り	
27		生駒市西畑町棚田を守る会補 助金	農林振興	棚田を守る会	300		
28		遊休農地活用奨励金	農林振興	農業者	5,250		
29		里山づくり推進補助金【新規】	農林振興	NPO等	500	有り	
30		松くい虫防除事業補助金	農林振興	個人	518		
31		土地改良事業補助金	農林振興	自治会等	7,570		
32		商工会議所補助金	地域経済振 興	商工会議所	13,373		
33		たばこ振興会奨励金	地域経済振 興	たばこ振興会	445		
34		伝統的工芸品育成補助金	地域経済振 興	奈良県高山茶 釜生産協同組 合	300		
35		地域産業振興資金融資制度利 子補給金	地域経済振 興	個人	1,000		
36		中小企業特別小口融資制度債 務保証料補給金	地域経済振 興	個人	37,631		
37		中小企業特別小口融資制度利 子補給金	地域経済振 興	個人	20,000		
38		商工業振興事業補助金	地域経済振 興	商工会議所	4,500		
39		ISO認証取得事業補助金	地域経済振 興	事業者	4,000		
40		観光協会補助金	地域経済振 興	観光協会	1,200		
41		市内宿泊施設利用補助金	地域経済振 興	個人	1,050		
42		特産品 振興補 助金	(奈良県編針工業協 同組合)	地域経済振 興	奈良県編針工 業協同組合	200	
43			(奈良県茶道具同業 組合)	地域経済振 興	奈良県茶道具 同業組合	200	
44	(奈良県高山茶釜生 産協同組合)		地域経済振 興	奈良県高山茶 釜生産協同組 合	200		
45	健康課	公衆浴場設備改善事業補助金	保健・衛生	公衆浴場	0	有り	
46		食品衛生協会補助金	保健・衛生	食品衛生協会 生駒支部	270		
47		精神障がい者小規模通所授産 施設運営等補助金	障がい者福 祉	精神障がい者 小規模通所授 産施設	21,000	有り	

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源
48	健康課	二次予防接種補助金	保健・衛生	個人	1,184	
49		基本健康診査受診補助金【新規】	保健・衛生	個人	578	
50		介護老人保健施設運営補助金	高齢者福祉	メディカルセンター	21,250	
51		妊婦一般健康診査補助金	保健・衛生	個人	1,231	
52	国保年金課(国保)	出産育児一時金	社会福祉	個人	35,550	
53		葬祭費補助金	社会福祉	個人	23,050	
54	介護保険課	社会福祉法人等による利用者負担減免措置事業補助金	高齢者福祉	法人	1,000	有り
55		機能訓練事業補助金	高齢者福祉	ボランティアグループ	800	有り
56	福祉総務課	地域交流施設運営補助金【新規】	社会福祉	(社)長命荘	3,900	
57		社会福祉協議会補助金	社会福祉	社会福祉協議会	70,000	
58		民生児童委員活動費交付金	社会福祉	民生児童委員	18,805	有り
59		地区民協組織的活動費補助金	社会福祉	民生児童委員連合会	1,200	有り
60		老人クラブ補助金	高齢者福祉	各老人クラブ等	10,376	有り
61		ふれあいセンター高齢者団体等活動促進事業補助金	高齢者福祉	高齢者団体	660	
62		シルバー人材センター運営補助金	高齢者福祉	シルバー人材センター	17,000	
63		高齢者交通費助成	高齢者福祉	個人	212,388	
64	老人福祉施設整備費補助金	高齢者福祉	法人	0	有り	
65	福祉支援課	ふれあいセンター心身障がい者団体活動促進事業補助金	障がい者福祉	障がい者団体	48	
66		福祉作業所運営補助金	障がい者福祉	福祉作業所	16,850	有り
67		知的障がい者福祉施設整備補助金	障がい者福祉	いこま福祉会	175,000	
68	児童福祉課	認可外保育施設従事者健康診断補助金	子ども福祉	認可外保育所	250	有り
69		子どもの広場維持補助金	子ども福祉	自治会	100	
70		私立保育所運営費補助金	子ども福祉	私立保育所	24,827	
71		2歳未満児保育事業費補助金	子ども福祉	私立保育所	10,697	有り

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源
72	児童福祉課	長時間保育事業費補助金	子ども福祉	私立保育所	26,252	有り
73		障がい児保育事業費補助金	子ども福祉	私立保育所	5,900	有り
74		地域組織活動育成事業費補助金	子ども福祉	小平尾南子どもを守る会	189	有り
75		児童育成クラブ運営助成金	子ども福祉	学童保育運営協議会	52,526	有り
76	環境事業課	浄化槽設置整備補助金	環境・緑化推進	個人	48,897	有り
77		家庭生ごみ自家処理容器設置補助金	環境・緑化推進	個人	7,599	
78		集団資源回収補助金	環境・緑化推進	集団資源回収を行う実践団体等	18,600	
79		ごみ集積施設整備事業補助金	環境・緑化推進	自治会	1,500	
80	環境管理課	愛がん動物適正管理推進事業補助金	保健・衛生	個人	2,050	
81		住宅用太陽光発電システム設置整備補助金	環境・緑化推進	個人	5,000	
82	生活安全課	交通対策協議会補助金	防災・安全・人権	交通対策協議会	2,000	
83		交通安全団体補助金	防災・安全・人権	生駒地区交通安全母の会	300	
84		生駒市民憲章実践推進協議会補助金	その他	市民憲章実践推進協議会	700	
85		暴力排除推進協議会補助金	防災・安全・人権	暴力排除推進協議会	3,000	
86		防犯協議会補助金	防災・安全・人権	防犯協議会	4,000	
87	街路事業課	生駒市土地開発公社職員派遣	その他			
88	施設整備課	特定優良賃貸住宅家賃対策補助金	住宅・開発	県認定事業者	2,528	有り
89	建築指導課	既存木造住宅耐震診断補助金	住宅・開発	個人	1,200	有り
90		木造住宅耐震改修推進事業費補助金【新規】	住宅・開発	個人	4,500	有り
91		特殊建築物等耐震診断支援補助金【新規】	住宅・開発	個人	3,999	有り
92		民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金【新規】	住宅・開発	個人	600	有り
93	公園緑地課	ふれあい振興財団振興事業補助金(公園緑地課)	環境・緑化推進	ふれあい振興財団	8,595	
94		里山づくり推進補助金【新規】	環境・緑化推進	自治会等	500	有り
95	再開発課	生駒市市街地再開発事業補助金	住宅・開発	市街地再開発組合等	0	有り

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源
96	再開発課	生駒市市街地再開発事業推進活動補助金	住宅・開発	市街地再開発組合等	0	
97	議会事務局	議員共済会補助金	その他	市議会議員共済会	3,000	
98		政務調査費	その他	議会会派	14,400	
99	教育総務課	障がい児課外学習補助金	学校教育振興	特別支援教育研究会	670	
100		高等学校等入学支度金	学校教育振興	個人	3,850	
101		小学校教育振興会補助金	学校教育振興	小学校教育振興会	579	
102		自然体験学習推進補助金	学校教育振興	小学校長	600	
103		全国小中学校体育大会等出場補助金	学校教育振興	該当小学校	1,000	
104		遠距離通学児童通学費補助金	学校教育振興	個人	936	
105		進路指導補助金	学校教育振興	進路指導部会	232	
106		中学校教科等研究会補助金	学校教育振興	中学校教科等研究会	470	
107		クラブ活動等参加出場補助金	学校教育振興	中学校体育連盟等	760	
108		自然体験学習推進補助金	学校教育振興	中学校長	300	
109		全国大会等出場補助金	学校教育振興	該当中学校	2,000	
110		中学校生徒健康増進事業補助金	学校教育振興	市内中学校	2,871	
111		子ども安全対策補助金	防災・安全・人権	P T A協議会	100	
112		私立幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園	私立幼稚園	26,119	有り
113	私立幼稚園運営費補助金	幼稚園	私立幼稚園	4,860		
114	学校保健会補助金	学校教育振興	学校保健会	210		
115	人権教育課	人権教育推進協議会補助金	防災・安全・人権	人権教育推進協議会	12,834	
116		奈良・在日外国人保護者の会生駒補助金	防災・安全・人権	生駒在日外国人保護者の会	150	
117	生涯学習振興課	生涯学習推進連絡会補助金	生涯教育振興	生涯学習推進連絡会	6,350	
118		ふれあい振興財団振興事業補助金(生涯学習振興課)	生涯教育振興	ふれあい振興財団	2,380	
119		P T A協議会補助金	生涯教育振興	P T A協議会	716	

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源	
120	生涯学習振興課	PTA協議会研究大会補助金	生涯教育振興	PTA協議会	500		
121		PTA安全会補助金	生涯教育振興	PTA協議会	606		
122		芸術協会連盟補助金	生涯教育振興	芸術協会連盟	350		
123		芸能協会補助金	生涯教育振興	芸能協会	50		
124		生駒民俗会補助金	生涯教育振興	生駒民俗会	200		
125		文化財保存事業費補助金	生涯教育振興	往馬大社火祭り保存会等	6,961		
126		自治振興補助金(南小平尾自治会館分)	自治振興・地域活動	自治会	4,400		
127		社会教育団体の育成支援のための減免措置	生涯教育振興	社会教育団体			
128	女性青少年課	地域婦人団体連絡協議会補助金	生涯教育振興	地域婦人団体連絡協議会	500		
129		男女共同参画国内研修派遣事業補助金	生涯教育振興	個人	191		
130		ちびっこ文化祭開催補助金	生涯教育振興	子ども会育成連絡協議会	500		
131		青少年団体育成補助金	(スカウト活動運営補助金分)	生涯教育振興	スカウト連絡協議会等	300	
132			(南地区青少年健全育成協議会運営補助金分)	生涯教育振興	青少年育成団体	80	
133		奈良県子ども会安全会加入補助金	生涯教育振興	子ども会育成連絡協議会	240		
134		青年協議会補助金	生涯教育振興	青年団協議会	110		
135		子ども会育成連絡協議会補助金	生涯教育振興	子ども会育成連絡協議会	550		
136		ふれあい振興財団振興事業補助金(女性青少年課)	生涯教育振興	ふれあい振興財団	723		
137		青少年育成団体に対する青少年施設の使用料減免	生涯教育振興	青少年育成団体			
138		女性センター関係団体の社会教育施設等(生駒市中央公民館ほか)の使用料減免	生涯教育振興	女性センター関係団体			
139	体育振興課	市民体育祭参加奨励金	生涯教育振興	自治連合会、小学校区代表者	3,500		
140		ふれあい振興財団振興事業補助金(体育振興課)	生涯教育振興	ふれあい振興財団	4,150		
141		体育協会施設利用補助金	生涯教育振興	体育協会	2,580		
142		スポーツクラブ育成補助金	生涯教育振興	体育協会	1,080		

番号	所属	補助金名称	行政分野	交付先	H18 予算額	市以外 の財源	
143	体育振 興課	地区別体力づくり活動事業補 助金	生涯教育振 興	自治連合会	3,500		
144		国民体育大会等参加補助金	生涯教育振 興	個人	575		
145	下水道 課	融資斡旋制度利子補給金	環境・緑化 推進	個人	40		
146	消防本 部総務 課	防火団体育成補 助金	(生駒市火 災予防協 会補助金)	防災・安全・ 人権	消防団員互助 会	550	
147			(奈良佐保 短期大学 附属生駒 幼稚園幼 年消防クラ ブ補助金)	防災・安全・ 人権	防火団体	50	
148			(エンゼル 幼稚園幼 年消防クラ ブ補助金)	防災・安全・ 人権	防火団体	50	
149			(いこま保 育園幼年 消防クラブ 補助金)	防災・安全・ 人権	防火団体	50	
150			(自主防災 組織育成 助成事業 補助金)	防災・安全・ 人権	自主防災組織	600	有り
151			消防団員互助会補助金	防災・安全・ 人権	消防団員互助 会	2,040	
152	消防本 部市民 安全指 導課	自主防災組織の育成 (資機材貸与)	防災・安全・ 人権	自主防災組織			
153	消防本 部予防 課	生駒台女性防火クラブ (事務局業務)	防災・安全・ 人権	生駒台女性防 火クラブ			
154		生駒台少年消防クラブ (事務局業務)	防災・安全・ 人権	生駒台少年消 防クラブ			

5 補助金検証シート

補助金等検証シート 1

No.

番号	所属	会計	款	項	目	事業
----	----	----	---	---	---	----

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称				
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)				
(3) 補助形態について	事業補助	運営補助	混合 其他	
(4) 補助金創設年度	年度			
(5) 平成18年度予算額	千円	財源	国・県補助金	千円
			其他特定財源()	千円
			一般財源	千円
(6) 平成18年度予算額積算方法				
(7) 補助金の目的				
(8) 補助金導入経緯				

(9) から (14) は団体への補助の場合のみ記入してください。

(9) 交付先(団体等名)		(10) 団体等の構成人数	人
(11) 補助金交付先の積立金等の状況(平成18年3月31日現在高)	千円		
(12) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに)			
項	目	積算根拠又は内容	金額
		人 × 8,100 千円 =	0 千円
			千円
			千円
			千円
(13) 補助金交付先に対する市の出資状況	有	無	有の場合出資額 千円
(14) ((12)で該当項目がある場合) そのような形態をとっている理由			

(15) 補助金総合計 (5) + (12) 0 千円

2. 補助金の検証

(1) 規則・要綱等に記載されている補助対象事業や補助対象経費の設定根拠は？			
(2) 規則・要綱等に記載されている補助金額の設定根拠は？			
(3) 補助金の効果は？			
(4) 補助金の公益性は？			
極めて高い			判断理由
高い			
それほど高くない			
(5) 補助金の必要性は？			
極めて高い			判断理由
高い			
それほど高くない			
(6) 補助金支出時等の検証方法は？			
(7) 補助金交付を中止した場合、問題は？			
有り			判断理由
無し			
(8) 今後の方向性は？			
充実（拡大）			判断理由
継続			
見直し（縮小）			
廃止			

3. 附属データ

(1) 過去の推移					
	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
補助金決算額	千円	千円	千円	千円	千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円	千円

(2)(3)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(2) 補助金交付先の収支状況					
	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円

(3) 前問で前年度繰越金が生じている場合、補助金の金額と比較して翌年度繰越額についてどう考えるか？

--

(4) 他市の状況 (H18年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	千円	
大和郡山市	千円	
天理市	千円	
橿原市(類似団体)	千円	

補助金等検証シート 2

No.

番号	所属
----	----

この調査シートは、金銭給付的な補助金の支出は行っていないが、人的な補助（職員の派遣）や、物的な補助（場所や物品等の無償貸与）、減免措置などを行っている場合（以下このシートにおいて「補助事業」という。）に記載してください。（ただし、これらのうち、対象が個人である場合は、調査シートの作成の必要はありません。）

1. 補助事業の基本データ

(1) 補助事業の名称						
(2) 補助事業の形態（該当項目全てに）						
項	目		積算根拠又は内容（平成18年度予算ベース）		金額	
市が事務局業務を行っている			人	× 8,100 千円	=	0 千円
場所や備品、消耗品等は無償貸与している						千円
有料施設等の減免を行っている						千円
その他						千円
合計					千円	
(3) 補助事業実施先に対する市の出資状況		有	無	有の場合出資額	千円	
(4) 補助事業実施先の積立金等の状況（平成18年3月31日現在高）				千円		
(5) 補助事業の目的						
(6) 補助事業実施の経緯						

2. 補助事業の検証

(1) 補助事業の効果は？(できるだけ客観的な指標等を用いて)

--

(2) 補助事業の公益性は？

極めて高い			判断理由	
高い				
それほど高くない				

(3) 補助事業の必要性は？

極めて高い			判断理由	
高い				
それほど高くない				

(4) 補助事業を中止した場合、何が問題になるか？

有り		判断理由	
無し			

(5) 今後の方向性は？

充実(拡大)		判断理由	
継続			
見直し(縮小)			
廃止			

6 補助金等個別審査シート

補助金等個別審査シート

第 作業部会

【補助金名称】

--

1 各項目の点数評価

調査項目	評価				
補助内容の妥当性		1 乏しい	2 やや乏しい	3 概ね適正	4 適正
補助金の効果		1 低い	2 やや低い	3 やや高い	4 高い
補助金の公益性		1 低い	2 やや低い	3 やや高い	4 高い
補助金の必要性		1 低い	2 やや低い	3 やや高い	4 高い
合 計					

2 総合評価

充実（拡大）		継 続		見直し（縮 小）		廃 止	
--------	--	-----	--	-------------	--	-----	--

3 コメント

--

7 補助金等のあらし

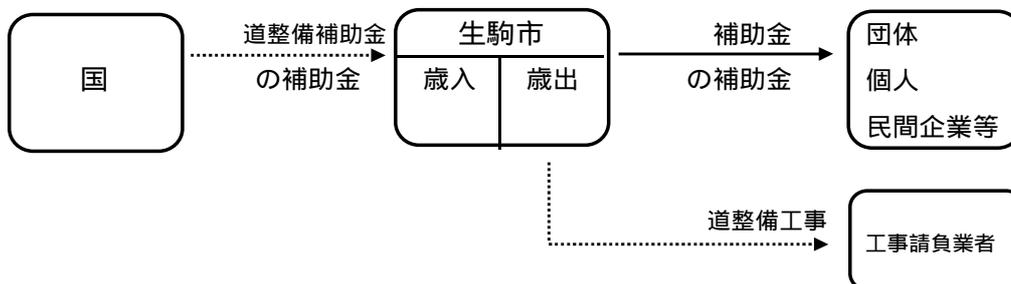
補助金等のあらし

補助金とは・・・

(広義)

各種の行政上の目的をもって、
 国から地方公共団体や民間等に対して(国庫補助金等) 又は
 地方公共団体から民間等に対して
 交付される現金的給付をいう。

(イメージ)



1. 補助金と負担金と交付金について

1 歳出予算科目「節19. 負担金補助及び交付金」における分類

検 討 対 象 外	(1) 負担金 地方公共団体が特別の利益を受ける事業に対して、この事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものや、一定の事業について経費の負担割合が定められているとき、その負担区分により負担するもの 流域下水道負担金など
	地方公共団体が協会等の会員となっているときに、その団体の必要経費に充てるため取り決められた費用を支出するもの 全国 会負担金、 協会負担金など
検 討 対 象	(2) 補助金 ある事業や研究等を行う者に対し、その事業や研究を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの 補助金など今回の検討対象補助金多数
	(3) 交付金 法令や条例、規則等により、団体や組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の処理の報償として支出するもの

2. 補助金支出の根拠について

憲法第89条・・・

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

地方自治法第232条の2・・・

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。



これらに反しない限り補助金の支出は可能

3. 補助金の種類

(1) 事業補助と運営補助（補助金の性質）

事業補助	団体や事業者が実施する特定の事業に対する補助で、個人が対象であっても市の事業促進のために行われるものは含まれる。 (いこまどんどこまつり実行委員会補助金、ケーブルテレビ加入促進補助金 ISO認証取得事業補助金など)
運営補助	団体等の運営を円滑に行うための補助 (福祉作業所運営補助金、私立保育所運営補助金など)

(2) 団体補助と個人補助（補助金の交付先）

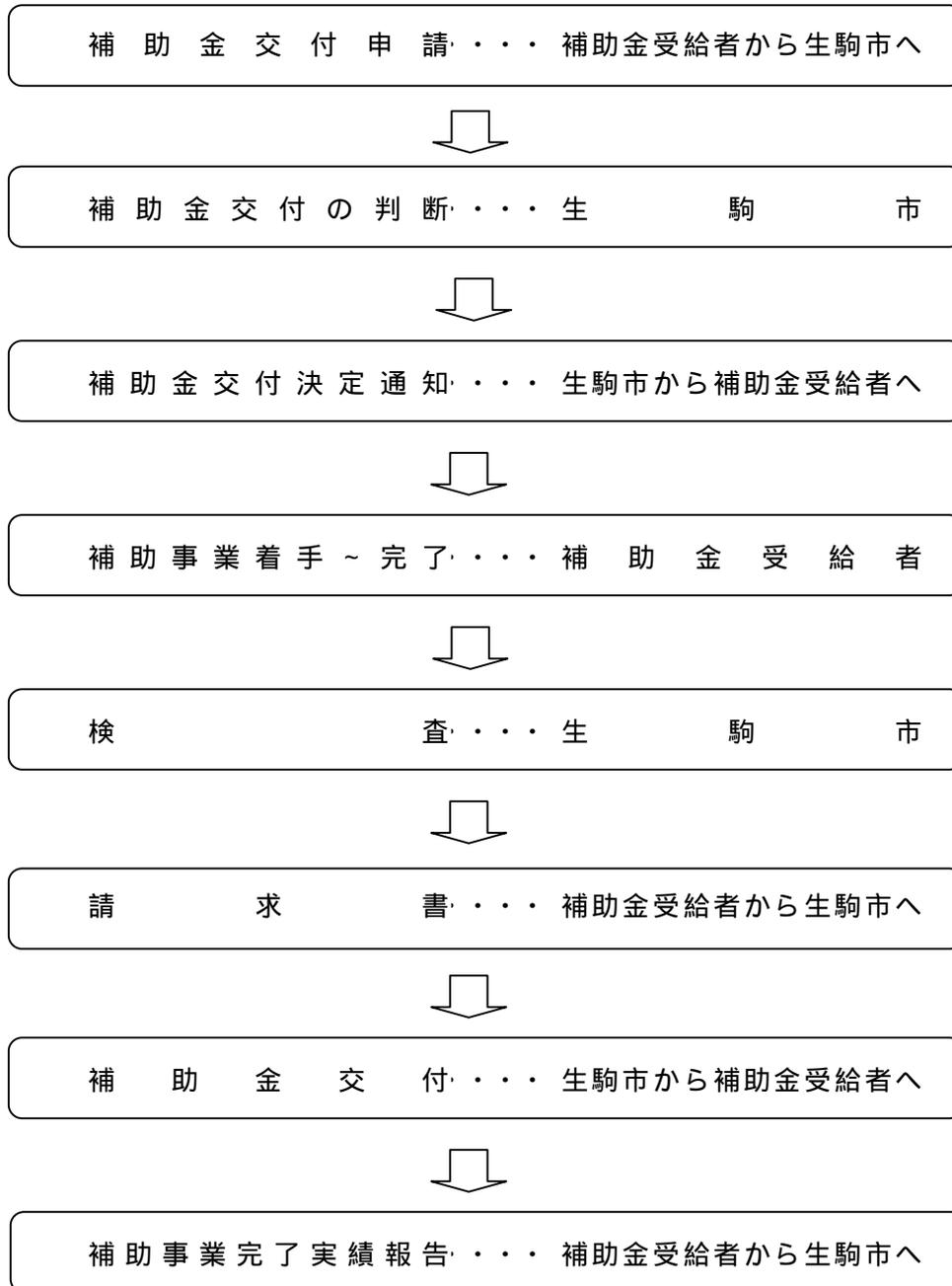
団体補助	各種団体に対し交付される補助 (社会福祉協議会補助金、ふれあい振興財団事務局補助金、商工会議所補助金など)
個人補助	個人に対し交付される補助 (家庭生ごみ自家処理容器設置補助金、住宅用太陽光発電システム設置整備補助金など)

(3) 国庫補助金等の 2 特定財源のある補助金（補助金の財源の有無）

財源のある補助	市がおこなう補助金交付事業に対し、国や県等の補助制度があるもの (浄化槽設置整備費補助金 木造住宅耐震改修推進事業費補助金など)
財源のない補助	全額市の 3 一般財源でまかなわれる補助 (議員共済会補助金他多数)

4. 補助金交付の流れ（その1）

（1）完了払いの場合（個人補助 事業補助等）



実際のパターンとしては が一番最初に来ることが多い

5. 補助金交付の流れ（その2）

（1）前金払い～精算払いの場合（団体補助 運営補助等）

補助金交付申請・・・補助金受給者から生駒市へ



補助金交付の判断・・・生駒市



補助金交付決定通知・・・生駒市から補助金受給者へ



請求書・・・補助金受給者から生駒市へ



補助金交付・・・生駒市から補助金受給者へ



補助事業着手～完了・・・補助金受給者



精算（返金又は追加）・・・補助金受給者から生駒市へ



決算報告等・・・補助金受給者から生駒市へ

6. 「節19」以外の補助金について

補助金支出の予算科目は主に「節19.負担金補助及び交付金」であるが、予算科目4「節20.扶助費」から支出される現金的給付

(例) 生駒市高齢者交通費助成

70歳以上の高齢者に15,000円相当のバス乗車券、電車乗車券又はタクシー乗車券を交付

7. 用語の説明

1 歳出予算科目

予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称。地方公共団体の予算は歳入歳出とも大きい区分順に「款・項・目・節」に分類される。「節1.報酬」から「節28.繰出金」までの予算科目がある。

2 特定財源

財源の用途が特定されているもの(国庫支出金、県支出金、地方債等)

3 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの(地方税、地方譲与税、地方交付税等)

4 「節20.扶助費」

地方公共団体が各種の法令(生活保護法、児童福祉法等)に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額。

直接補助

地方公共団体が独自の判断によって支出するもの(多数有り)

間接補助

国の施策に基づき、国から補助金を受けて地方公共団体が間接的に補助を行うもの

